

第2期美里町 国土強靭化地域計画

令和 8(2026)年 2 月

- 目次 -

第1章 はじめに	1
1 - 1. 策定の趣旨	1
1 - 2. 計画の位置づけ	2
1 - 3. 計画期間	2
第2章 本町の現状と想定する災害	3
2 - 1. 現状と課題	3
・位置・面積	3
・地形	3
・河川	3
・気候	4
・人口等	5
・産業・経済	6
・土地利用	7
・交通	7
・インフラ資産の状況	8
2 - 2. 過去に町に被害をもたらした被害	9
・地震による被害	9
・風水害による被害	10
2 - 3. 想定する災害	11
・地震	11
・風水害	13
2 - 4. 本町の強靭化の方向性	14
・基本目標	14
・行動目標	14
第3章 脆弱性評価の結果	15
3 - 1. 脆弱性評価の方法	15
3 - 2. 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の設定	15
3 - 3. リスクシナリオの発生回避等に向けた評価	17

・評価の方法	17
・評価の結果	17
第4章 強靭化に向けた行動（事前に備える目標別）	18
4-1. 直近の災害の際に生じた主な課題.....	18
・東日本大震災（平成23年）の際に生じた課題.....	18
・令和元年台風第15号及び第19号の際に生じた課題.....	18
・新型コロナウイルスの感染拡大により想定される課題.....	18
4-2. 事前に備える目標別の強靭化に向けた行動.....	19
第5章 強靭化の推進方針	26
5-1. 強靭化に関する施策の分野.....	26
5-2. 施策分野と「起きてはならない最悪の事態」の関係	26
5-3. 施策分野ごとの取組の方向性	29
第6章 地域強靭化の推進に向けて	46
6-1. 総合振興計画との連動.....	46
6-2. 進捗状況の把握と計画の見直し	46

第1章　はじめに

1-1. 策定の趣旨

国では、近年多発する大規模自然災害に対して「強さ」と「しなやかさ」を備えた国づくりを推進するため、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法(以下「基本法」という。)を定めています。さらに、平成26年6月には基本法に基づき、国の国土強靭化に係る計画の指針となる「国土強靭化基本計画(以下「基本計画」という。)を定めました。

基本法第13条では、「都道府県又は市町村は、国土強靭化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靭化に関する施策の推進に関する基本的な計画(以下「国土強靭化地域計画」という。)を、国土強靭化地域計画以外の国土強靭化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができます。」と定めています。

さらに、中長期的な見通しに基づき、国土強靭化に関する施策を引き続き計画的かつ着実に推進するため、国土強靭化実施中期計画に関する規定及び国土強靭化推進会議に関する規定を設ける等の必要があることから、令和5年6月に基本法の改正が行われ、令和5年7月に「国土強靭化基本計画」が変更されています。令和7年6月6日に第1次国土強靭化実施中期計画の案を作成するとともに、「国土強靭化年次計画2025」を決定し、同日の閣議において「第1次国土強靭化実施中期計画」が決定されています。

埼玉県では令和4年3月に「埼玉県地域強靭化計画(以下「県地域計画」という。)」を改定しています。

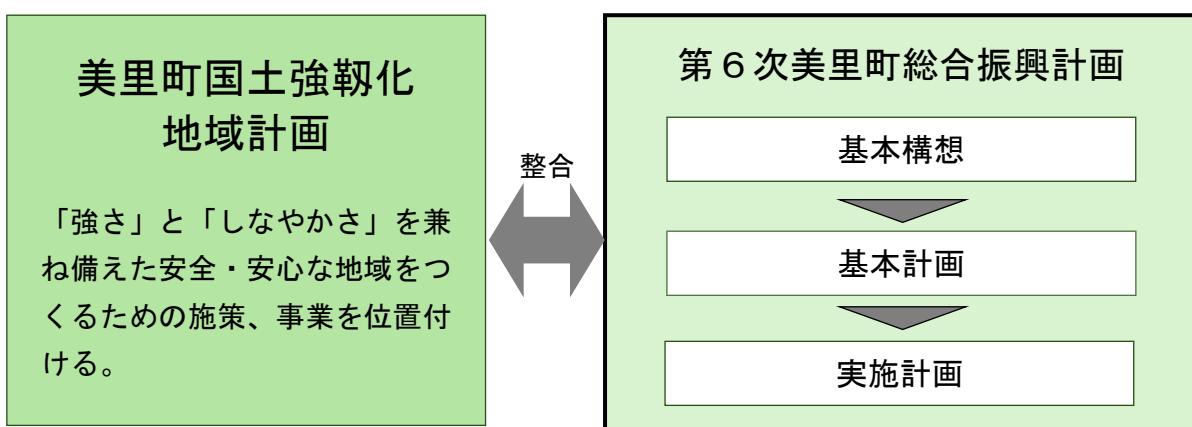
本町においても、大規模自然災害が発生した際に、町民の生命を最大限守り地域社会の重要な機能を維持する「強さ」と、生活・経済への影響、町民の財産及び公共施設の被害をできる限り軽減して迅速な復旧・復興ができる「しなやかさ」を持ち、町民の安全・安心を守るよう備えるため、美里町国土強靭化地域計画(以下、「本計画」という。)を策定します。

1 - 2 . 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靭化地域計画で、国土強靭化の視点から本町で行われる様々な計画・施策の指針として、「美里町総合振興計画」と並列となる本町の最上位計画の一つとして策定するものとします。

また、本計画は基本計画並びに県地域計画と調和を保ち、「第6次美里町総合振興計画後期基本計画」と整合を図りながら策定します。

■ 本計画と総合振興計画との関係性



1 - 3 . 計画期間

本計画の計画期間は令和8年度(2026)～令和12年度(2030)までとします。

第2章 本町の現状と想定する災害

2-1. 現状と課題

位置・面積

本町は、秩父山地が関東平野に接する地域、埼玉県の北西部にあって、都心から約80km、さいたま市から約50km の地点に位置しています。町域は、東西に約5.5km、南北に約9.0km と、縦に細長い形をし、総面積は、33.41km²となっています。

東は深谷市、南は秩父山地東端の稜線を境に大里郡寄居町、秩父郡長瀬町、北と西は本庄市に隣接しています。

地形

中央部以北は田畠が広がる平坦地で、北部から南部へ向かってなだらかに高度を増し、中山間地域が広がる地形をしています。

南部山間地帯は、標高100～500mに位置し、北部の小茂田付近で60mとなっています。

■ 美里町の概要図



河川

本町には、南部の丘陵地帯から、小山川、志戸川、天神川の一級河川があり、これらの河川については、河川改修が進められています。

丘陵地では土砂災害、平坦地では河川氾濫等の災害のおそれがあります。このことから、場所に応じた災害対策を講じることが求められます。

■ 気候

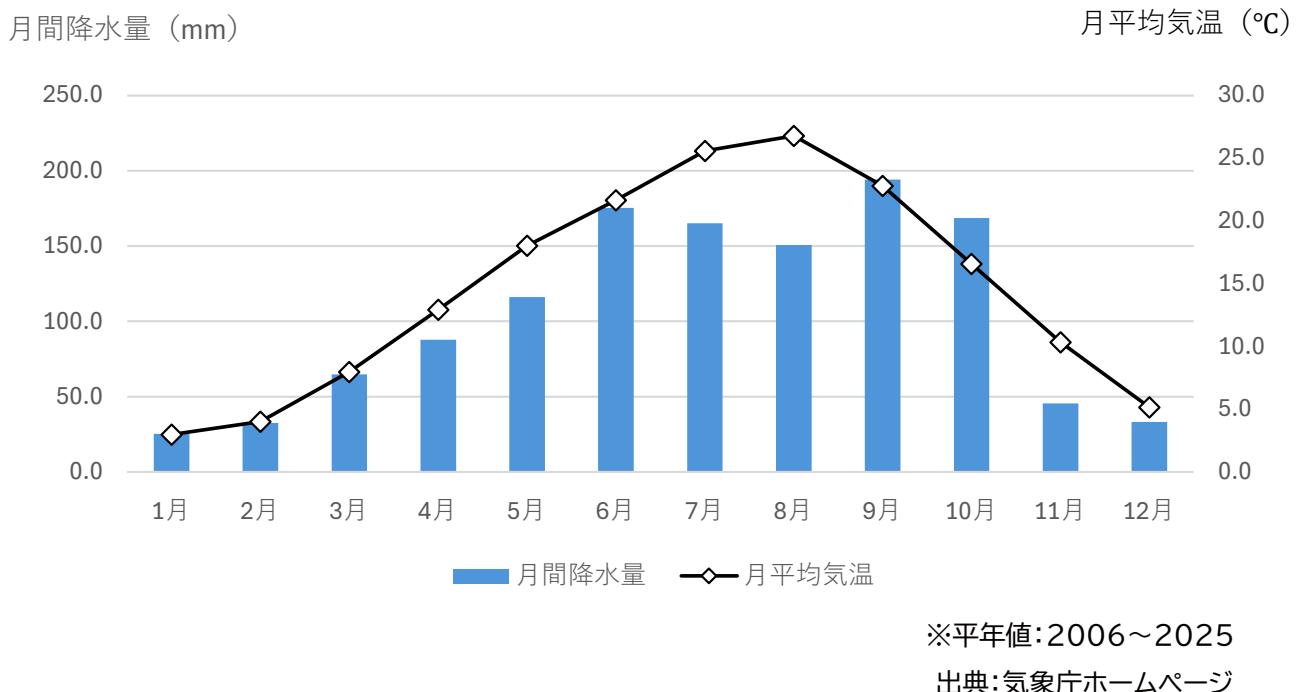
本町は、内陸性の気候の特徴をもち、特に冬季は乾燥し湿度が低くなり、晴れの日が多く「からつ風」と呼ばれる北西の季節風が吹きます。夏季は太平洋高気圧(小笠原高気圧)の影響により、気温や湿度が高く、蒸し暑い日が多くなります。また、夏の終わりから秋にかけては、台風により大きな被害をもたらしています。近年では、令和元年の台風第15号(房総半島台風)、台風第19号(東日本台風)、台風第20号による停電や家屋損害の被害が発生しました。中でも台風第19号は、24時間雨量428mm※1の記録的な雨量となり、河川氾濫には至らなかったものの、河川水位が堤防の高さまで近づき、越水などの災害が起こる寸前の状況でした。こうしたことから、異常気象の影響による集中豪雨や突風等、様々な災害リスクに対して日頃から対策を講じておく必要があります。

気温は、月平均では8月が最も高く26.8°C、1月が最も低く3.0°Cとなっています。

また、月間降水量は、台風シーズンの9月で最も多く194.1mmとなっています。

※1 国土交通省・川の防災情報より(水系名:関東その他、河川名:関東自治体管理、管理者:埼玉県本庄県土整備事務所、所在地:埼玉県児玉郡美里町白石字水境 2673-2 のデータ)

■ 月間降水量・月別平均気温 (平年値 : 気象庁熊谷地方気象台寄居地域気象観測所)



人口等

① 人口推移

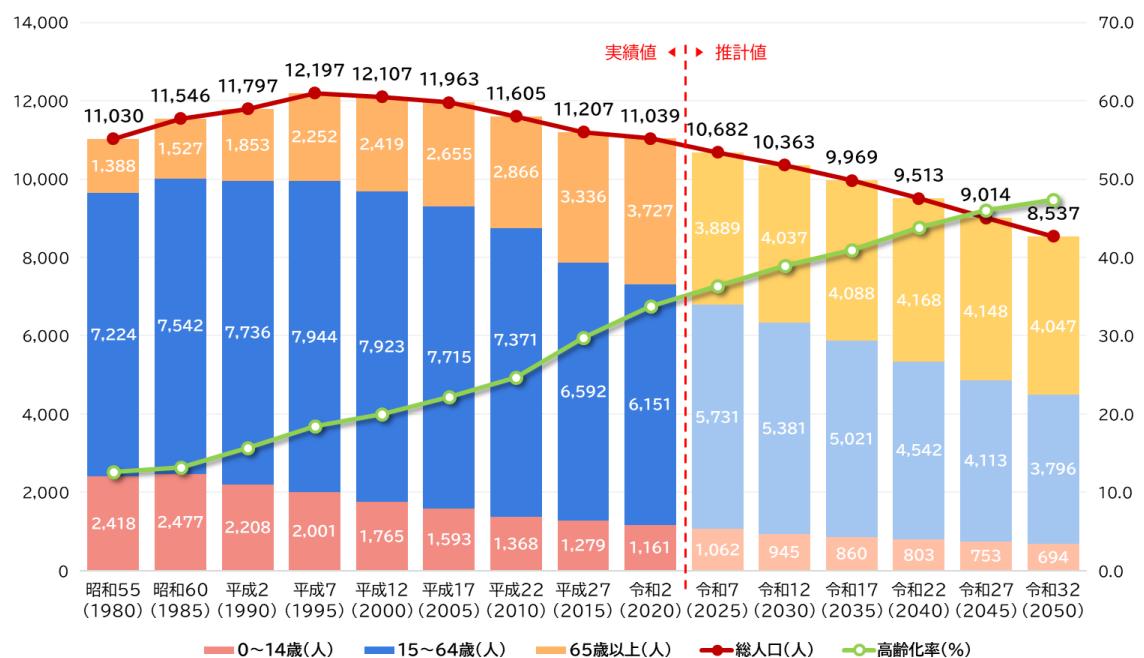
昭和55(1980)年以降の国勢調査の推移を見ると、ゆるやかに増加していた町の人口は平成7(1995)年をピークに減少に転じています。平成27(2015)年に11,207人であった人口が、令和17(2035)年には1万人を割り込み、令和32(2050)年には約8,500人となることが推計されています。

② 年齢区分別人口

年齢3区分別の人口を見ると、年少人口(0~14歳)、生産年齢人口(15~64歳)は減少していくことが推計されています。

老人人口(65歳以上)は、令和22(2040)年をピークに減少することが推計されていますが、人口全体の減少率の方が高いため、高齢化率は一貫して上昇しています。

■ 総人口・年代別人口の推移



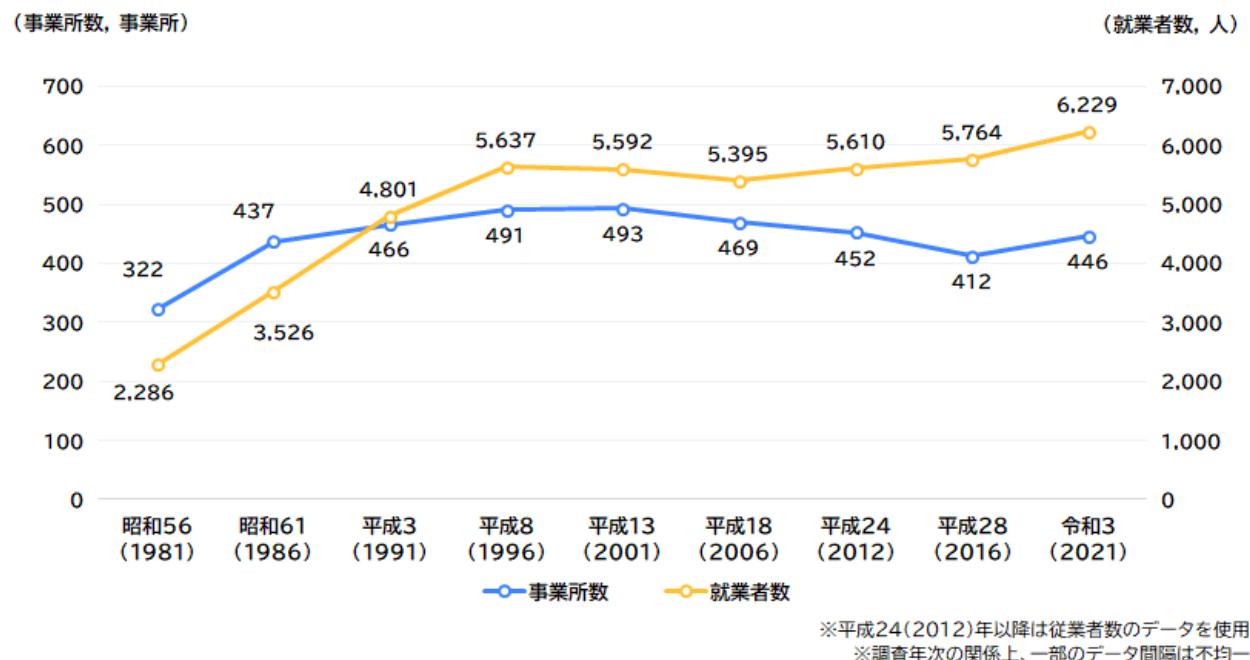
資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所（令和5年推計）

産業・経済

町内に立地する事業所数は、平成13(2001)年以降減少していましたが、平成28(2016)年から令和3(2021)年にかけて増加傾向に転じ、446事業所となっています。

町内事業所で就業する就業者数は平成18(2006)年以降一貫して増加しており、令和3(2021)年では6,229人となっています。今後、美里甘粕地区産業団地の整備による就業者数の増加が想定されます。

■ 本町の事業所数・就業者数の推移



出典：事業所・企業統計調査、経済センサス

■ 土地利用

本町の地目別の面積割合をみると、全体面積33.41km²のうち、農地(田畠)が約4割(その他を除いています。)を占めていますが、年々減少しており、宅地や雑種地が増加傾向にあります。

農業者の高齢化や後継者不足により、農業従事者の減少・農業離れが進み、今後も農地面積は減少すると推測され、農地から転用した土地の計画的な土地利用が求められます。

■ 土地利用現況

(単位 : ha)

年	合計	田	畠	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他
2018	2,571.6	626.3	661.5	415.2	5.9	511.8	0	27.8	323.1	-
2019	2,571.8	625.5	654.1	411.7	5.9	508.3	0	27.7	338.6	-
2020	2,573.8	615.9	649.9	414.7	5.9	506.7	0	27.3	353.4	-
2021	2,572.6	614.3	645.1	416.7	6.5	511.3	0	27.4	351.3	-
2022	2,572.5	614.3	642.9	419.5	6.5	511.4	0	27.3	350.6	-
2023	2,573.7	613.6	638.3	424.7	6.5	514.4	0	27.3	348.9	-
2024	2,573.8	613.3	637.0	427.8	6.5	514.2	0	27.5	347.5	-

出典：埼玉県統計年鑑

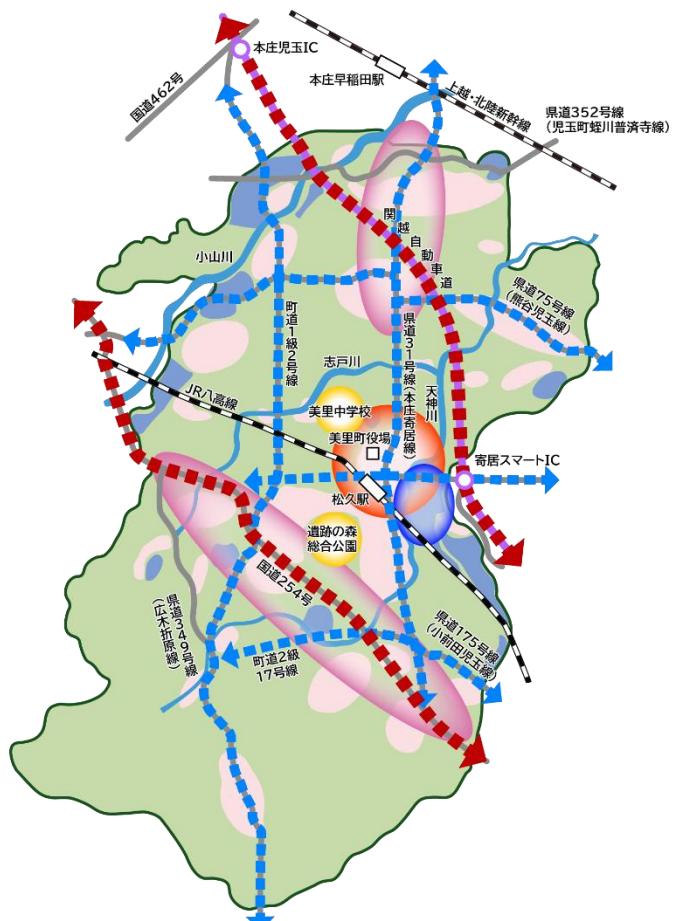
■ 交通

■ 土地利用構想図

本町はJR八高線が町内を横断し、松久駅が町の中心部にあります。また、JR高崎線本庄駅から町の中心部まで約8km、上越新幹線本庄早稲田駅からは約6km の距離にあります。

道路では、令和3年3月に関越自動車道花園インターチェンジと本庄児玉インターチェンジの中間に位置する寄居パーキングエリアにスマートインターチェンジが開通し、広域利便性が向上しました。また、群馬・長野方面と東京方面を結ぶ国道254号が横断しているほか、主要地方道本庄寄居線及び熊谷児玉線、一般県道児玉町蛭川普済寺線、広木折原線及び小前田児玉線が通っています。

充実した道路ネットワークは、災害時の救援物資の収集、搬送等のための重要な要素であり、主要道路の適正な維持管理が大切です。

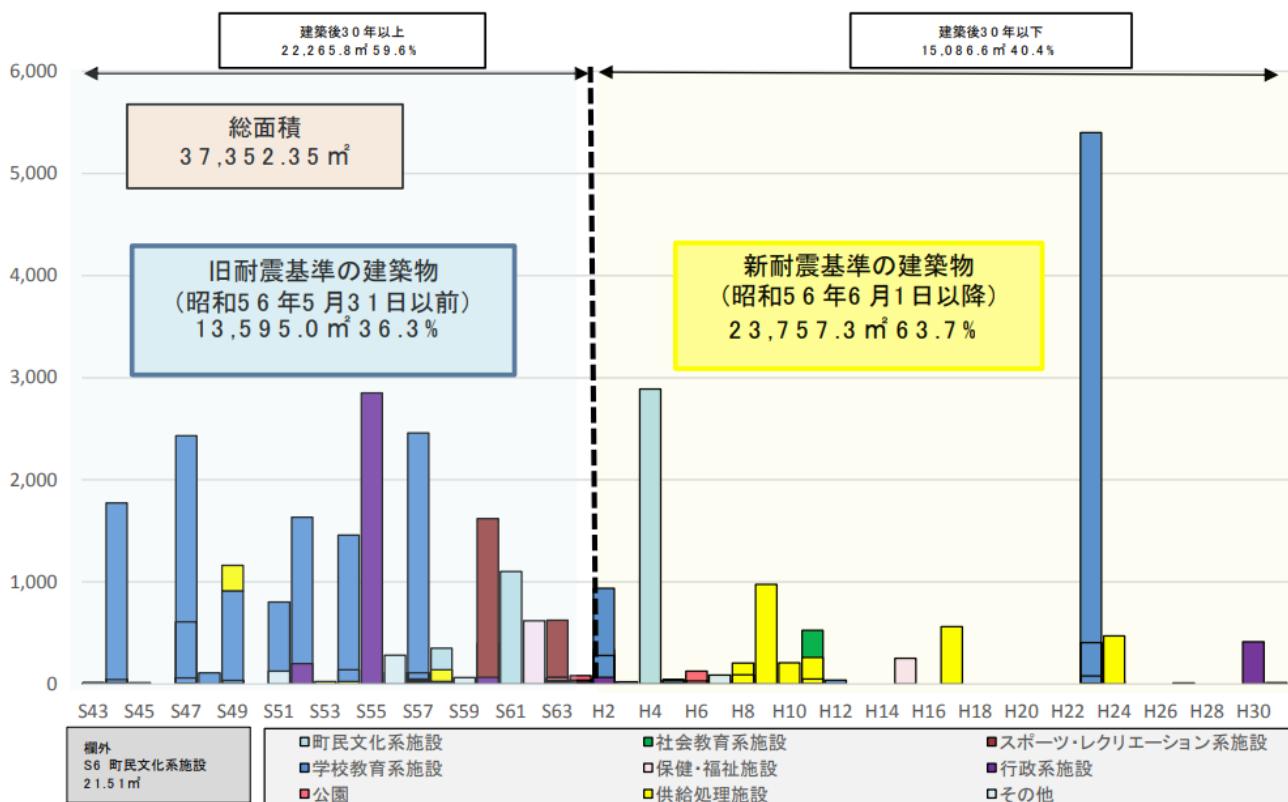


■ インフラ資産の状況

本町の公共施設のうち、旧耐震基準が適用される昭和56(1981)年5月31日以前に建設された建築物は13,595.0m²(36.3%)であり、新耐震基準の建築物は23,757.30m²(63.7%)となっており、今後ますます施設の老朽化が進行していきます。道路等のインフラ系施設を含めると維持管理する施設はさらに膨大で、将来の施設の更新・建替えや改修の費用の増大が懸念されます。

しかし、これら施設は町民の生活に欠かせない施設であり、安全・安心な生活を送るために適切な維持管理が必要となります。また、身近な公共施設は、災害時に避難所として利用されるなど、地域の防災拠点としても重要な役割を担っており、防災拠点としての機能の強化を図っていく必要があります。

■ 本町の公共施設の建築年別延床面積



出典：美里町公共施設等総合管理計画

2-2. 過去に町に被害をもたらした被害

地震による被害

本町周辺及び埼玉県に被害を及ぼした地震は、以下のものがあげられます。

特に本町に被害をもたらした地震災害では、平成23年3月11日の東日本大震災(マグニチュード9.0)が最も被害が大きく、県内では最大震度6弱の揺れを観測し、本町においても震度5弱を観測しました。

■ 埼玉県に被害を及ぼした地震

西暦(和暦)	地域(名称)	マグニチュード(M)	被害状況
818 (弘仁9)	関東諸国	7.5以上	相模、武藏、下総、常陸、上野、下野などで被害 圧死者多数
878.11.1 (元慶2)	関東諸国	7.4	相模、武藏を中心に被害 圧死者多数
1649.7.30 (慶安2)	武藏、下野	7.0±1/4	川越を中心に被害 圧死者多数 町屋の700棟ばかりが大破
1855.11.11 (安政2)	((安政)江戸地震)	6.9	荒川、利根川流域を中心に被害 死者2人、負傷者1,724人、家屋全壊27人 幸手付近で家屋3,243棟が全壊同様となる被害があり、そのほとんどは液状化によると思われる
1923.9.1 (大正12)	(関東地震)	7.9	死者・行方不明者343人 住家全壊4,759戸
1931.9.21 (昭和6)	(西埼玉地震)	6.9	荒川、利根川流域を中心に被害 死者11人、負傷者114人 住家全壊63戸
2004.10.23 (平成16)	(「平成16年(2004年)新潟県中越地震」)	6.8	負傷者1人
2005.2.16 (平成17)	茨城県南部	5.4	負傷者6人
2005.7.23 (平成17)	千葉県北西部	6	負傷者9人
2005.8.16 (平成17)	宮城県沖	7.2	負傷者4人 住家全壊1戸
2008.5.8 (平成20)	茨城県沖	7	負傷者1人
2011.3.11 (平成23)	(平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震)	9	死者1人、負傷者104人 住家全壊24棟、住家半壊199棟(平成31年3月1日現在、消防庁調べ)
2021.2.13 (令和3)	福島県沖	7.3	負傷者1人
2021.10.7 (令和3)	千葉県北西部	5.9	負傷者13人
2022.3.16 (令和4)	福島県沖	7.4	負傷者6人

出典：地震調査研究推進本部ホームページ「埼玉県の地震活動の特徴」

■ 風水害による被害

本町に被害を及ぼした風水害は、以下のものがあげられます。

■ 本町に被害を及ぼした風水害

名称	年月日	区域別被害状況	
カスリーン 台風	昭和 22 年 9 月 14 日～15 日	東児玉	浸水 470 戸 流出 1 戸 死傷者 8 人
		松久	田畠 365.8ha
		大沢	浸水 1,019 戸 破壊 1 戸 田畠 165.8ha 浸水 100 戸 田畠 104.0ha
台風第 13 号	昭和 28 年 9 月 23 日～25 日	東児玉 大沢	浸水 5 戸 破壊 1 戸
台風第 4 号	昭和 41 年 6 月 27 日～28 日		浸水 93 戸 田畠 306.6ha
台風第 26 号	昭和 41 年 9 月 24 日～25 日		浸水 243 戸 破壊 1,914 戸 死者数 4 人 田畠 846.9ha
台風第 10 号	昭和 57 年 8 月 1 日～3 日		—
台風第 19 号	令和元年 10 月 12 日～13 日		24 時間雨量 428mm ^{※1}

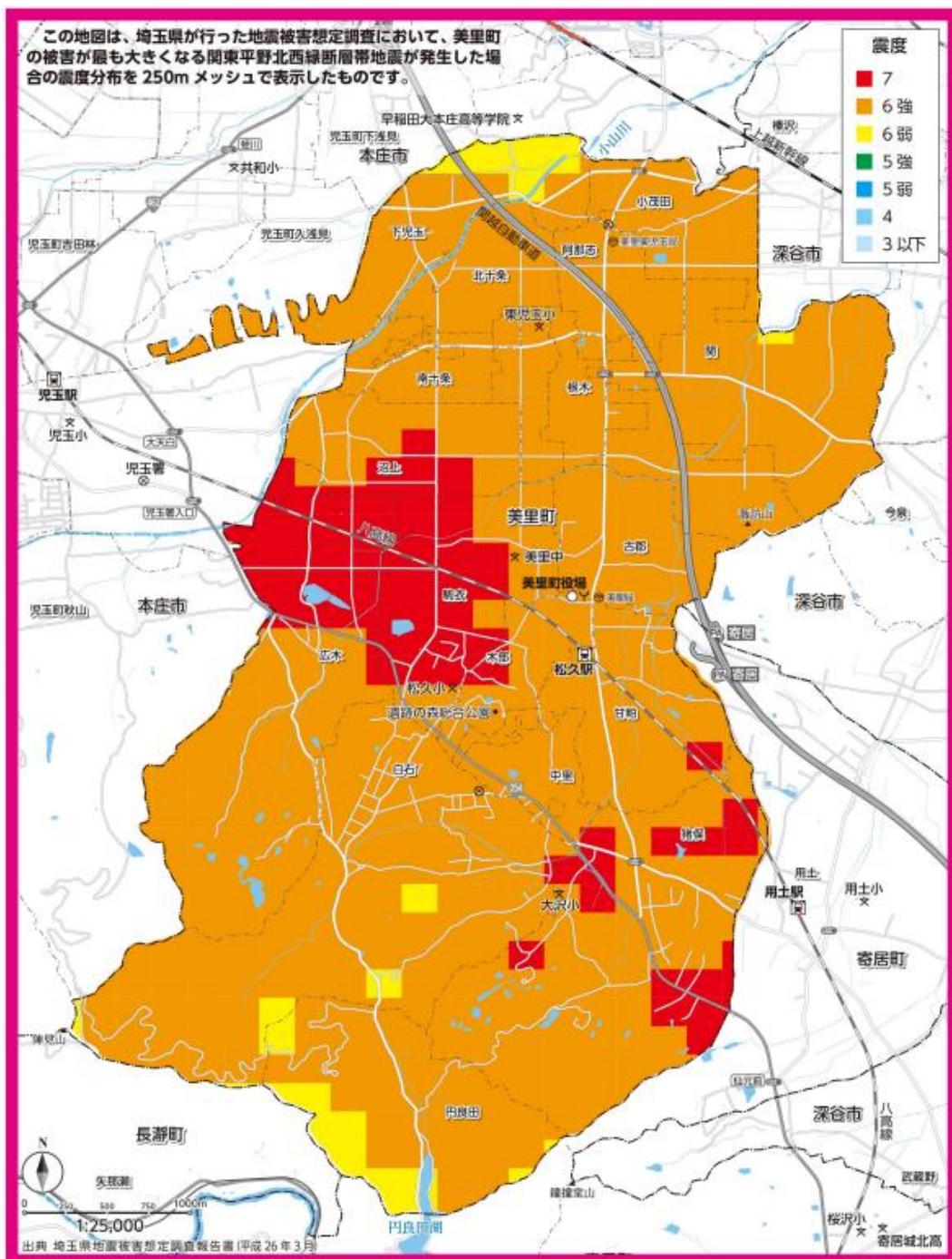
※ 1 国土交通省・川の防災情報より（水系名：関東その他、河川名：関東自治体管理、管理者：埼玉県本庄県土整備事務所、所在地：埼玉県児玉郡美里町白石字水境 2673-2 のデータ）

2-3. 想定する災害

地震

「揺れやすさマップ」では、町西部の駒衣地区や沼上地区で震度7の揺れが想定され、揺れの強さが大きくなっています。町全域は震度6強の揺れが想定されています。

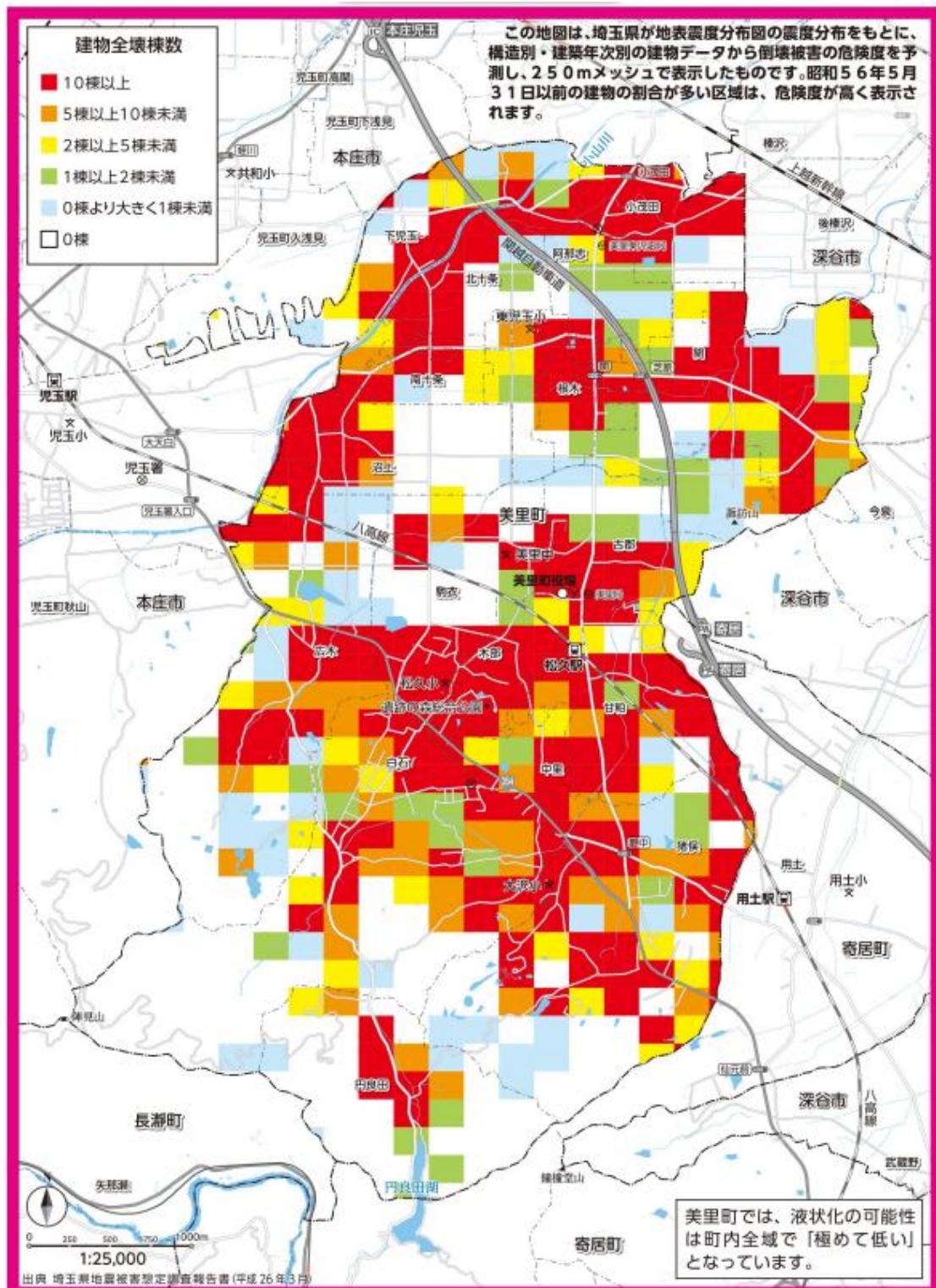
■ 美里町揺れやすさマップ



出典：美里町総合防災ハザードマップ（みさと防災）

「危険度マップ」では、美里町役場周辺の中心部や国道 254 号沿道、北部の住宅地等で建物全壊棟数が多くなっています。

■ 美里町危険度マップ



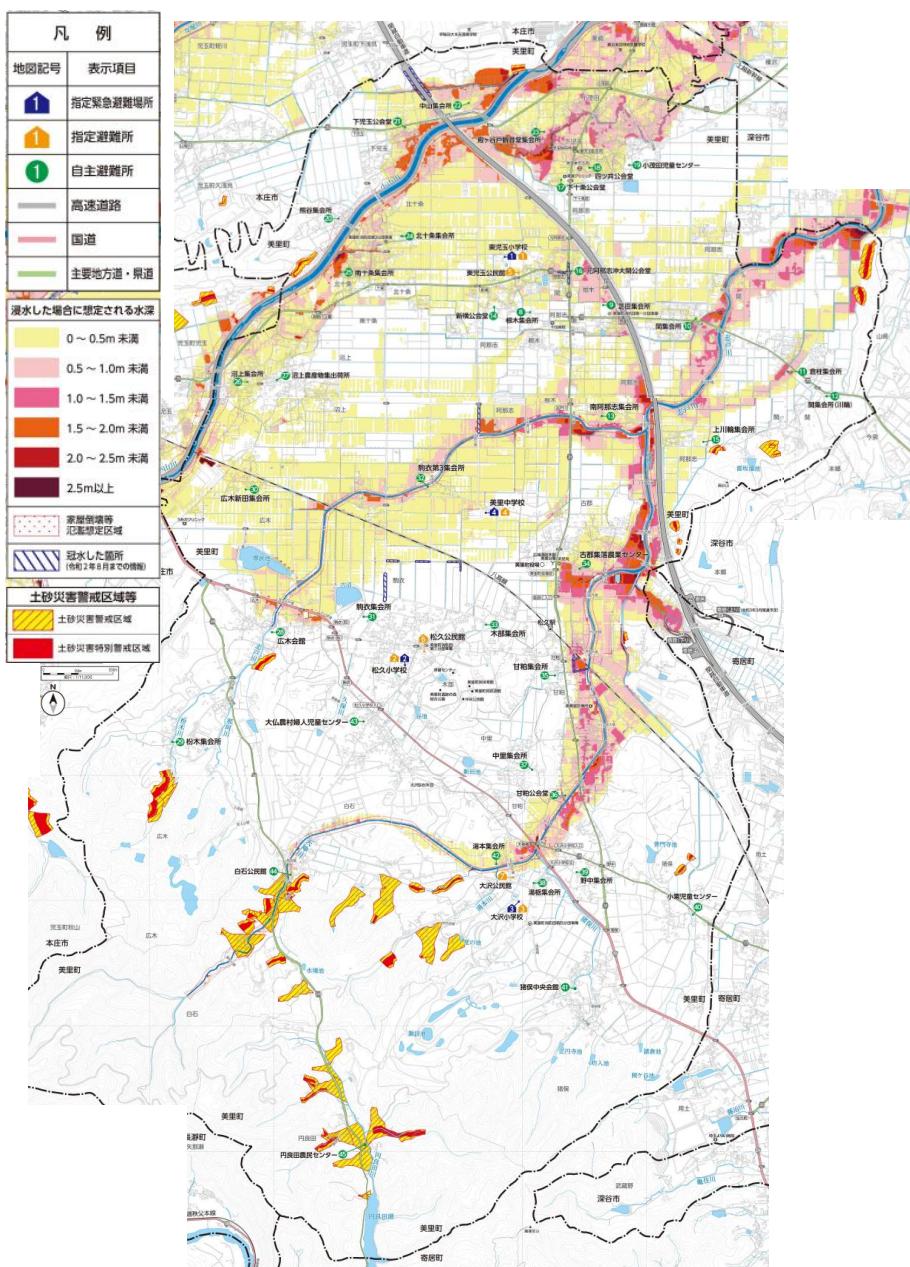
出典：美里町総合防災ハザードマップ（みさと防災）

風水害

「洪水浸水想定区域図・水害リスク情報図」では、小山川の支川となる志戸川や天神川沿いにおいて、最大水深2.0m～2.5mの浸水が予測され、八高線より以北の地域においては、0.5m～2.5mの水深幅により、ほぼ全域が浸水することが見込まれます。

また、台風や集中豪雨等の大雨時には、洪水の他に土砂災害も懸念されます。土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の多くは、南部の山間地域で指定されています。これらの地域では、大雨による地盤の緩みから大規模な土砂災害を起こす可能性があり、警戒が必要です。

■ 美里町ハザードマップ



出典：美里町総合防災ハザードマップ（みさと防災）

2-4. 本町の強靭化の方向性

■ 基本目標

本町における強靭化を推進する上での基本目標を以下のとおり設定します。

国の基本計画及び県地域計画との調和を保ちつつ、4つの基本目標を設定しました。

- I 町民の生命を保護すること
- II 地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化すること
- IV 迅速な復旧復興を可能とする備えをすること

■ 行動目標

上記で定めた4つの基本目標を基に、大規模自然災害を想定し、より具体化した6つの事前に備えるべき目標を以下のとおり設定します。

- 目標 1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
- 目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
- 目標 3 必要不可欠な行政機能を確保する
- 目標 4 経済活動を機能不全に陥らせない
- 目標 5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる
- 目標 6 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

第3章 脆弱性評価の結果

3-1. 脆弱性評価の方法

脆弱性評価は、本計画の策定に先立ち、大規模自然災害の発生時に「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を引き起こさないように対策を講じることができているかを評価するものです。

評価に当たっては、はじめに、大規模自然災害の被害シナリオと生じる被害を整理した上で、「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を設定しました。【STEP1、STEP2】

次に、設定した最悪の事態の発生回避・被害軽減に資する現在の本町の取組を把握し、事態の発生回避・被害軽減に向けた取組の方向性の評価を行いました。【STEP3、STEP4】

■ 脆弱性評価の手順

STEP 1：想定するリスクの設定

STEP 2：事前に備えるべき目標及びリスクシナリオの設定

STEP 3：リスクシナリオを回避するために必要な施策分野の設定

STEP 4：リスクシナリオを回避するための現状分析・評価

3-2. 「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」の設定

本計画においては、国の基本計画にて設定されている 35 の「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を基に本町における「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を検討しました。

その中から、本町の地域特性、社会特性を踏まえ、本町の事前に備える目標に対応させた、27 の「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を次のとおり設定しました。

■ 事前に備える目標と起きてはならない最悪の事態

事前に備える目標	起きてはならない最悪の事態
1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
	1-2 地震に伴う住宅地・集落等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	1-3 突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
	1-4 大規模な土砂災害（土砂・洪水氾濫など）等による多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
	2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	2-5 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
	2-6 大規模な自然災害と感染症との同時発生
3 必要不可欠な行政機能を確保する	3-1 町の行政機能の機能不全
	3-2 町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4 経済活動の機能を維持する	4-1 サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下
	4-2 金融サービス・郵便等の機能停止による町民生活・商取引等への甚大な影響
	4-3 食料等の安定供給の停滞に伴う、町民生活・社会経済活動への甚大な影響
	4-4 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
	4-5 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下
5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	5-1 テレビ・ラジオ放送の中止や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
	5-2 電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止
	5-3 都市ガス供給・石油・LPGガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
	5-4 上下水道施設の長期間にわたる機能停止
	5-5 交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
	6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
6 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する	6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等の不足等により復興できなくなる事態
	6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
	6-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
	6-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

3-3. リスクシナリオの発生回避等に向けた評価

■ 評価の方法

リスクシナリオごとに、過去の災害の記録等を基に、その事態の具体状況の例、その事態を引き起こす要因、その事態の後に起こり得る事態、また、その事態の発生回避・被害軽減に資する現在の取組のうち町の取組を中心に抽出し、その内容を整理しました。

これらを踏まえ、27のリスクシナリオについて、発生回避・被害軽減に向けた取組の方向性を評価しました。

■ 評価の結果

評価結果のポイントは次のとおりです。

■ 脆弱性評価結果のポイント

- 大規模自然災害による27のリスクシナリオを抽出し、その発生回避・被害軽減に向けた取組の方向性を評価しました。平時から人命保護、社会生活・経済の維持、財産・施設被害の最小化に向けて取り組み、災害後の迅速な再建・回復ができるよう備えることが必要です。
- 人命を保護する観点から、防災・減災に対応した施設整備が重要であり、住宅・建築物の耐震化の推進が必要です。また、災害発生に備え、避難所施設の充実や救助用資機材、救助・捜索・搬送手段の確保など、救急医療体制の充実を図ることが必要です。大規模自然災害が発生した場合、本町の医療体制では対応が困難であることから、広域的な支援が受けられるよう支援体制の確保を図る必要があります。さらに、災害時には町民がお互いに協力し合う「共助」が重要です。消防団や自主防災組織と連携を図るとともに、町民の共助の意識醸成、さらには地域内における要介護者の把握、被災者支援等の共助体制を強化し、地域の防災力を高める必要があります。
- 社会生活・経済活動を維持する観点から、道路や上下水道、河川、水路等の各種インフラ施設の耐震化・老朽化対策に取り組み、災害に強いインフラを整備する必要があります。また、地域経済活動の維持や迅速な回復に向け、平時から企業や個人事業者等との連携を強固なものとし、災害発生時には速やかな支援を行い、事業の継続が図れるようにする必要があります。
- 財産・施設の被害を最小化する観点では、住宅・建築物の耐震化の推進はもちろん、防災・減災に対応した施設整備が必要です。整備予定の地域活性化施設については、地域経済活動の拠点の役割だけではなく、防災活動の拠点としての役割も備えた施設づくりを推進し、災害に強いまちをつくる必要があります。
- そのほか、大規模自然災害発生時には災害関連情報を町民に対して迅速かつ的確に広報することが重要です。このことから、複数媒体による情報伝達手段の確保を図る必要があります。

第4章 強靭化に向けた行動（事前に備える目標別）

4-1. 直近の災害の際に生じた主な課題

強靭化に向けて町が取り組む主な行動は、過去に発生した災害から学ぶべき課題と脆弱性評価の結果を踏まえて設定します。

東日本大震災（平成23年）の際に生じた課題

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、日本観測史上最大のマグニチュード 9.0を記録しました。東北地方を中心とする津波の被害で1万5千人を超える死者が発生したほか、多くの負傷者や行方不明者、建物被害、火災、原子力発電所の損傷等の甚大な被害が生じました。被災者においては長期化する避難生活による二次的被害の発生、自治体においては復旧・復興事業における人材不足などの多くの課題が生じ、事前防災の必要性が明らかになりました。

令和元年台風第15号及び第19号の際に生じた課題

令和元年には、6月の山形県沖を震源とする地震をはじめ、鹿児島県を主な被災地とする6月下旬からの大雨、同年8月の前線に伴う大雨、台風第5号、第10号、第15号及び第17号による洪水・土砂災害が連続したほか、特に10月の台風第19号及び第20号により広範囲にわたる被害が発生しました。

その中でも、令和元年9月9日に関東地方に上陸した台風第15号及び10月12日に関東地方に上陸した台風第19号は、記録的な大雨・暴風により、関東や甲信、東北地方を中心に甚大な被害をもたらしました。道路の寸断や通信設備・電気設備の損傷により停電と断水が長期化するとともに、水害に対する住民への避難情報の周知、避難行動や避難所運営のあり方などが課題となりました。

新型コロナウイルスの感染拡大により想定される課題

令和2年に世界中に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症の影響により、自然災害が発生した場合、自然災害への対応と感染症対策という二つの対応をしなければならなくなり、感染リスク抑制と避難を両立させる避難所運営が必要となっています。

4-2. 事前に備える目標別の強靭化に向けた行動

事前に備える目標(行動目標)別に、目標実現を阻害する「起きてはならない最悪の事態」を発生させないための主な取組を整理した上で、重点的に推進する「強靱化に向けた主な行動」を示します。

行動目標1:あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

起きてはならない最悪の事態	1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生 1-2 地震に伴う住宅地・集落等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生 1-3 突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生 1-4 大規模な土砂災害(土砂・洪水氾濫など)等による多数の死傷者の発生
強靱化に向けた主な取組	○災害に強いまちづくりの推進 ○事前予防による被害の発生抑制・軽減 ○防災・減災のための施設整備と住宅・建築物の耐震化の推進 ○消防力の強化 ○要配慮者や高齢者への支援体制の充実 ○災害情報や避難情報などの情報収集の強化 ○市民への正確で迅速な情報発信の強化 ○道路ネットワークの整備と避難経路の確保 ○森林や里山などの自然環境の適正な保全・管理 ○治山・治水対策の強化 ○農業用ため池の防災対策の推進 ○土砂災害対策の強化 ○計画的な土地利用による自然災害の抑制 ○防災教育の推進 ○インフラ施設(道路、橋梁、上水道、下水道、農業集落排水施設及び農業用施設等)の計画的な老朽化対策の推進 ○防災意識の普及啓発
強靱化に向けた主な行動	・地震による建築物の倒壊や火災、異常気象による浸水、土砂災害等の大規模自然災害から住民の命を守るために、総合管理計画、公共施設個別施設計画及び各インフラ長寿命化計画に基づき、施設の耐震化や統廃合の計画的な整備を進める。また、計画的な土地利用の推進のほか、平時から自然環境の適正な保全・管理を行い大規模自然災害の抑制を図る。

- ・災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生しないよう、防災・減災のための施設整備、緊急輸送道路の整備を推進する。
- ・建物所有者への建物耐震化の重要性・必要性の啓発活動や各種ハザードマップを活用した啓発活動の実施のほか、自主防災組織における避難訓練の実施や小中学校における防災教育を通して、地域全体の防災意識の高揚を図る。

行動目標2：救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

起きてはならない最悪の事態	2-1 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺 2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生 2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止 2-5 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生 2-6 大規模な自然災害と感染症との同時発生
強靭化に向けた主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ○消防団・自主防災組織との連携強化 ○救急医療体制の充実と支援体制の確保 ○救助用資機材の整備 ○燃料等供給体制の構築 ○災害時の感染症拡大防止対策の強化 ○災害情報や避難情報などの情報収集の強化【再掲】 ○町民への正確で迅速な情報発信の強化【再掲】 ○円滑な救助・捜索・搬送手段の確保 ○平時からの町民の健幸づくりの推進 ○避難所の環境改善対策の推進 ○インフラ施設(道路、橋梁、上水道、下水道、農業集落排水施設及び農業用施設等)の計画的な老朽化対策の推進【再掲】 ○平時からの地域コミュニティの強化

強靭化に向けた主な行動	<ul style="list-style-type: none"> ・救助・捜索活動等への対応の遅れや医療機能が麻痺・停止する事態がないよう、迅速な救助・捜索・搬送手段の確保と救助用資機材の整備を図る。 ・平時から地域の医療体制の充実を図るとともに、大規模自然災害においては本町の医療体制だけでは対応が困難であることから、広域的な支援が受けられるよう支援体制の確保を図る。 ・地域と行政が連携した対応が可能になるよう、消防団や自主防災組織と連携を図り、地域における消防・救急活動に取り組む。 ・ライフラインの長期停止等により地域の衛生状態が悪化することがないように、上下水道施設の老朽化対策や災害用トイレの整備を進める。また、避難所における感染症拡大防止対策に取り組むとともに、平時からの町民の健幸づくりを推進し、公衆衛生の確保に努める。 ・地域内での被災者救助、支援等を担う共助体制を強化するため、自治防災組織における活動のほか、平時から町民が地域コミュニティ活動に参加できる機会を創出し、地域のコミュニティ力の強化を図る。
-------------	---

行動目標3:必要不可欠な行政機能を確保する

起きてはならない最悪の事態	3-1 町の行政機能の機能不全 3-2 町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
強靭化に向けた主要な取組	<ul style="list-style-type: none"> ○町職員の防災対応能力の向上 ○防災活動拠点の整備・充実 ○DX化の推進 ○公共施設の計画的な老朽化対策の推進
強靭化に向けた主な行動	<ul style="list-style-type: none"> ・町の行政機能の低下による有事への対応の遅れがないように、平時から、職員の防災対応能力の向上を図る。 ・災害対策活動拠点となる役場庁舎及び防災倉庫は、災害対策本部機能を十分に果たすことができるよう、停電時の電力及び情報通信回線の確保、物資の備蓄等、拠点機能の強化を図る。 ・DX化による行政サービスの充実を図る。

行動目標4：経済活動の機能を維持する

起きてはならない最悪の事態	4-1 サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下 4-2 金融サービス・郵便等の機能停止による町民生活・商取引等への甚大な影響 4-3 食料等の安定供給の停滞に伴う、町民生活・社会経済活動への甚大な影響 4-4 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響 4-5 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下
強靭化に向けた主な取組	○地元商店の活性化の推進 ○平時からの連携関係の確立 ○地域特性を活かした拠点整備と観光振興の推進 ○企業誘致の推進 ○企業、個人事業者等への支援 ○食料や飲料水、生活必需品、防災用資機材の計画的な備蓄の推進 ○上下水道施設の計画的な整備 ○農業生産の確保 ○農林業被害の軽減 ○農業用ため池の防災対策の推進【再掲】 ○農林業人材の育成・確保 ○インフラ施設(道路、橋梁、上水道、下水道、農業集落排水施設及び農業用施設等)の計画的な老朽化対策の推進【再掲】
強靭化に向けた主な行動	・災害時に、農業・産業の生産力の大幅な低下や経済活動の停滞がないよう、平時から商工会や企業、事業者等との連携を強化する。 ・拠点整備については、地域経済の活動及び観光の拠点として利用できる機能を有する施設づくりを進め、地域内の経済循環を促進と経済活動の活性化を図る。 ・災害時の協力体制の充実を図るために、協定締結企業の拡大に努め、企業との防災に関するネットワークの構築を図る。 ・町の経済活動を強化するため、企業誘致のための新たな用地の確保と各種支援制度の充実を図り、本町への企業立地を促進する。 ・農業用ため池の耐震化対策や用・排水路、パイプライン等の農業用かんがい施設の適正な維持管理と計画的な施設の修繕・更新を図るとともに、山林の持つ保水力や土砂流出の防止効果など多様な機能が発揮できるよう平時から適切な維持管理に努め、災害時の農林業被害の軽減を図る。

行動目標5:情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

起きてはならない最悪の事態	<p>5-1 テレビ・ラジオ放送の中止や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態</p> <p>5-2 電力供給ネットワーク(発変電所、送配電設備)の長期間・大規模にわたる機能の停止</p> <p>5-3 都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止</p> <p>5-4 上下水道施設の長期間にわたる機能停止</p> <p>5-5 交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響</p>
強靭化に向けた主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ○道路ネットワークの整備と避難経路の確保【再掲】 ○道路及び橋梁の安全対策の推進 ○生活用水の確保 ○公共交通機関の機能維持・向上 ○沿道建築物の耐震化や空き家・ブロック塀の撤去による道路閉塞対策の強化 ○災害情報や避難情報などの情報収集の強化【再掲】 ○町民への正確で迅速な情報発信の強化【再掲】 ○情報通信機能の強化 ○防災教育の推進【再掲】 ○燃料等供給体制の構築【再掲】 ○インフラ施設(道路、橋梁、上水道、下水道、農業集落排水施設及び農業用施設等)の計画的な老朽化対策の推進【再掲】
強靭化に向けた主要な行動	<ul style="list-style-type: none"> ・救助、避難、物資の輸送ルートを確保するため、道路及び橋梁の計画的な整備、維持管理に取り組み耐震化・老朽化対策を推進する。 ・孤立集落が発生しないよう、行政区長及び自主防災組織と協力し、集落内の状況を把握できる体制の構築を図る。 ・町民への情報伝達手段として、防災行政無線や災害情報メール、ホームページなどの複数媒体による情報伝達手段の確保を図る。 ・正しい情報に基づく適正な避難行動ができるよう、各種ハザードマップを活用した啓発活動や自主防災組織における避難訓練、小中学校における防災教育の推進を図る。

行動目標6:社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

起きてはならない最悪の事態	<p>6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態</p> <p>6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等の不足等により復興できなくなる事態</p> <p>6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態</p> <p>6-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態</p> <p>6-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失</p>
強靭化に向けた主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ○復興に向けた関係機関との体制づくりと財源の確保 ○災害廃棄物等の処理体制の構築 ○道路及び橋梁の安全対策の推進 ○上下水道施設の計画的な整備【再掲】 ○治山・治水対策の強化【再掲】 ○公共交通機関の機能維持・向上【再掲】 ○再建にあたっての宅地・住宅の供給支援 ○地籍、権利関係調査による迅速な復興対策 ○森林や里山などの自然環境の適正な保全・管理【再掲】 ○農林業被害の軽減【再掲】 ○農業用ため池の防災対策の推進【再掲】 ○農業生産の確保【再掲】 ○インフラ施設(道路、橋梁、上水道、下水道、農業集落排水施設及び農業用施設等)の計画的な老朽化対策の推進【再掲】 ○関係人口やボランティアとの連携強化 ○町民への性格で迅速な情報発信の強化【再掲】
強靭化に向けた主要な行動	<ul style="list-style-type: none"> ・復興に向けた関係機関との体制づくりと財源の確保を図る。 ・災害時に大量に発生する災害廃棄物等を円滑に処理できるよう、県や埼玉郡市広域市町村圏組合と連携し、迅速かつ適切な処理体制の構築を図る。 ・災害発生時の被害を小さくし迅速な再建・回復ができるよう、道路や橋梁、上下水道、ため池等の計画的な長寿命化へ向けた整備を図る。また、林地崩落や土砂災害を防止するための治山対策及び河川や水路、農業用ため池等の治水対策を講じ、流域の治山・治水安全性の向上を図る。 ・災害発生時や発生後の復旧・復興作業に大幅な遅れが生じないよう、沿線市町や鉄道事業者、バス事業者等の交通関係機関と連携をとり、公共交通機能の維持を図る。 ・再建にあたっての宅地・住宅の供給・支援が迅速に進むよう、埼玉県北部地域空き家バンク制度及び美里町空き地バンク制度の利用促進を図る。

- ・復興事業に着手する際、境界情報の消失等により復興が遅れないよう、平時から地籍、権利関係調査に取り組む。
- ・災害後の迅速な経済活動の回復を図るため、企業や商工業者、農林業者への復興支援を行う。
- ・農地、山林の持つ保水力や土砂流出の防止効果など多様な機能が発揮できるよう、平時から適切な維持管理に努め、災害後も速やかに農林業が継続できる環境を支援する。
- ・災害発生後にボランティアが円滑に活動できるよう、社会福祉協議会などの関係機関との連携を図る。また、平時から関係人口との繋がりを強化し、災害時の人材確保を図る。
- ・市民への情報伝達手段として、防災行政無線や災害情報メール、ホームページなどの複数媒体による情報伝達手段の確保を図る。

第5章 強靭化の推進方針

5-1. 強靭化に関する施策の分野

本計画における施策分野は、国の基本計画の施策分野を参考に、個別施策分野、横断的分野を次のとおり設定します。

■ 施策分野

個別施策分野	1 行政機能・教育	2 住宅・都市
	3 保健医療・福祉	4 環境・エネルギー
	5 情報通信	6 産業構造
	7 交通・物流・金融	8 農業・林業
	9 國土保全	10 土地利用
横断的施策分野	11 リスクコミュニケーション	
	12 人材育成・官民連携	13 老朽化対策
	14 デジタル活用	

5-2. 施策分野と「起きてはならない最悪の事態」の関係

横断的分野を除く施策分野と脆弱性評価で設定した29の「起きてはならない最悪の事態」の関係を整理します。

■ 施策分野と「起きてはならない最悪の事態」の関係

	個別施策分野										横断的施策分野			
	1 行政機能・教育	2 住宅・都市	3 保健医療・福祉	4 環境・エネルギー	5 情報発信	6 産業構造	7 交通・物流・金融	8 農業・林業	9 土地保全	10 土地利用	11 リスクコミュニケーション	12 人材育成・官民連携	13 老朽化対策	14 デジタル活用
起きてはならない最悪の事態														
1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生	●	●					●							
1-2 地震に伴う住宅地・集落等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	●	●				●						●		
1-3 突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	●	●						●	●					
1-4 大規模な土砂災害(土砂・洪水氾濫など)等による多数の死傷者の発生	●	●		●				●	●	●				
2-1 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	●		●		●		●				●			
2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺			●				●							
2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生			●											
2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止			●	●			●							
2-5 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生		●					●					●		
2-6 大規模な自然災害と感染症との同時発生			●										●	
3-1 町の行政機能の機能不全	●				●	●							●	
3-2 町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	●										●	●		
4-1 サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下						●						●		
4-2 金融サービス・郵便等の機能停止による町民生活・商取引等への甚大な影響							●							●
4-3 食料等の安定供給の停滞に伴う、町民生活・社会経済活動への甚大な影響	●						●							
4-4 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響						●			●					
4-5 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下								●	●	●				
5-1 テレビ・ラジオ放送の中止や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態					●						●			
5-2 電力供給ネットワーク(発変電所、送配電設備)の長期間・大規模にわたる機能の停止				●			●							
5-3 都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止							●							
5-4 上下水道施設の長期間にわたる機能停止							●						●	
5-5 交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響							●						●	
6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態	●										●			
6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等の不足等により復興できなくなる事態											●	●		
6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態				●										
6-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態		●				●								
6-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	●										●		●	

5-3. 施策分野ごとの取組の方向性

施策分野ごとの美里町の取組の方向性は以下に示すとおりです。

(1) 行政機能・教育

① 災害に強いまちづくりの推進

- ・災害発生時に「自らの命は自らが守る」、「自分たちのまちは自分たちが守る」という自助・共助を基本とし、火災の発生、拡大を抑えるために、平時から地域の防災力を高め、災害に強いまちづくりを推進する。

【主な取組】

- 町民一人ひとりの防災への正しい理解と意識啓発の推進
- 防災・減災のための施設整備

② 事前予防による被害の発生抑制・軽減

- ・救助活動等を実施する警察本部及び児玉都市広域消防本部などの消防機関、防災関係機関との連携を強化し、救助・救急活動における相互協力の強化を図る。
- ・大規模災害時に救援物資輸送等を迅速かつ円滑に実施するため、関係施設及び緊急輸送体制を整える。

【主な取組】

- 関係機関との連携体制の構築
- 輸送体制等の整備

③ 消防団・自主防災組織との連携強化

- ・地域の実情をきめ細かく把握している消防団は、地域防災の要である。引き続き、消防団員の確保・育成支援や装備充実を図る。また、耐震性防火水槽や消火栓等の消防施設の設置・更新を計画的に進めること。
- ・地域の防災力を高めるため、町民自らが防災意識を高め、お互いに協力し合うことが重要である。そこで、自主防災組織が実施する避難訓練や自動体外式除細動器(AED)講習会、救助方法及び応急手当の指導、避難行動要支援者への対応等を支援し、地域の防災力の向上を図る。
- ・自主防災組織連絡協議会と連携し、自主防災組織の連携や自主防災組織と消防団の連携に取り組み、防災訓練・防災講習を実施する。

【主な取組】

- 消防団活動の支援及び連携強化
- 消防施設の適正な維持管理及び計画的な整備の推進
- 自主防災組織の強化及び活動支援
- 自主防災組織連絡協議会と連携した防災訓練・防災講習の実施

④ 町職員の防災対応能力向上

- ・非常に備え信頼性の高い情報ネットワークを活用し、災害復旧活動の支援強化を図るため、防災体制の充実、地域レベルでの防災力の向上を推進する。
- ・災害時における適正な判断力を養い、円滑な防災活動を実施するため、町職員に対し防災教育を行い、災害対応能力の向上を図る。
- ・災害対応マニュアルを活用し、町職員の非常時参集体制を整備する。また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、防災関係機関との連携を図るための訓練を実施する。
- ・災害時の各種手続きの効率化に向けて、平時から町民に分かりやすく身近な窓口とするため、それぞれのニーズを的確にとらえ、きめ細かな対応ができるよう、良質なサービス提供と接遇対応を推進する。

【主な取組】

- 防災体制の総合化の推進 町職員の災害対応力の強化 災害対応マニュアルの活用

⑤ 防災活動拠点の整備・充実

- ・災害対策本部等の防災中枢施設の整備を図る。また、代替施設の選定等のバックアップ体制、自家発電設備等の整備等を図る。
- ・災害対策本部や避難所等が被災時に機能するように訓練の実施や各種計画・マニュアルの見直しを行う。
- ・災害対策活動拠点となる役場庁舎及び防災倉庫は、災害対策本部機能を十分に果たすことができるよう、停電時の電力の確保、情報通信回線の確保、物資の備蓄等、拠点機能の強化を図る。

【主な取組】

- 災害対策本部の機能強化 庁舎等が使用出来ない場合の代替施設の検討
各種計画・マニュアルの見直し 防災・減災のための施設整備

⑥ 食料や飲料水、生活必需品、防災用資機材の計画的な備蓄の推進

- ・被災町民に提供するための食料や飲料水、生活必需品等の事前備蓄について、計画的な補充・管理を進める。また、災害時における流通系統の混乱等により、被服、寝具、その他生活必需品の入手が困難で日常生活上支障をきたす者に対し、これらの物資の給与又は貸与の準備を進める。
- ・企業等との協定の締結を進め、物資の確保体制の整備を図る。
- ・町民に対し、原則3日以上、可能であれば1週間以上の家庭内備蓄を推進する。
- ・平時から災害時の給水を考慮し、補給水利の所在、水量、利用方法等を調査し、災害時においても必要な量の飲料水を供給できる体制の構築を図る。

【主な取組】

- 食料や飲料水、生活必需品、防災用資機材の備蓄の充実
家庭内における備蓄の推進 補給水利の確保

⑦ 復興に向けた関係機関との体制づくりと財源の確保

- ・平常時から、大規模災害を視野に入れ、広域的な視点に立った防災体制の整備を図る。そのため、行政相互間はもとより、民間等との協定締結・連携の強化など、災害時における広域的な応援体制を確立し、防災力の向上を図る。
- ・埼玉県は九都県市、全国知事会(関東地方知事会)、三県知事会で災害時における相互応援協定を締結している。被災時には、相互応援協定の支援が円滑に得られるよう、県と連携し、広域応援にあたっての受け入れ体制を整備する。
- ・土木施設の復旧にあたっては、町内土木業者との協定により迅速に復旧作業の開始が可能な体制の構築を進める。
- ・平時から、優良企業の誘致や地元雇用の創出、ふるさと納税など自主財源の確保に努める。また、電子マネーなどの多様化する決済方法による町債権の新たな収納方法などを検討し、利便性を向上させることにより財源の安定確保を図る。

【主な取組】

- | | |
|-----------------|---------------------|
| ○広域防災体制の強化 | ○児玉都市広域市町村圏組合との情報共有 |
| ○町内土木事業者との協定の締結 | ○自主財源の確保の推進 |

⑧ 防災教育の推進

- ・学校の危機管理体制の整備・充実とともに、教職員の防災意識の向上を図る。
- ・小中学校では、安全意識や危険を予測し、回避する能力を身に付け、主体的に行動できる「生きる力」を身に付けた児童生徒の育成を図る。また、学校と家庭、地域が連携し、地域全体の防災意識の高揚を図る。
- ・地域の防災力を高めるため、自主防災組織の避難訓練の支援や避難行動要支援者への支援、各種ハザードマップを活用した啓発活動等を実施し、町民の防災意識の向上を図る。

【主な取組】

- | | |
|----------------|----------|
| ○学校における防災教育の推進 | ○防災意識の高揚 |
| ○防災訓練・防災講習の実施 | |

(2)住宅・都市

① 防災・減災のための施設整備と住宅・建築物の耐震化の推進

- ・公共施設の維持管理・再編については、公共施設等総合管理計画及び公共施設個別施設計画に基づき、施設の更新、建替え、統廃合等を総合的かつ計画的なマネジメントを進める。
- ・耐震化未実施の既存木造住宅については、耐震化の重要性・必要性の周知・啓発活動とともに、無料耐震診断や耐震改修補助等を実施し、耐震化の促進を図る。
- ・公共施設や学校において、飛来物による施設の損傷やガラス破損に対する対策を進めるとともに、風水害に対する構造の堅ろう化の確保を進める。
- ・県及び関係団体と連携し、建物所有者に対して構造の堅ろう化に関する意識啓発や知識の普及を進めること。

- ・避難場所については、浸水想定区域外の耐震性を有する施設を選定する。また、災害の発生に伴い道路の損壊や浸水、土石流出、交通障害等により一部の避難所が使用できない可能性があるため、あらかじめ代替となる複数の場所や避難経路の検討を行う。

【主な取組】

- | | |
|-------------------------|----------------|
| ○総合的かつ計画的な公共施設マネジメントの実施 | |
| ○防災・減災のための施設整備 | ○耐震改修の促進 |
| ○耐風対策の推進 | ○建物堅ろう化意識の普及啓発 |
| ○避難所設備の充実 | ○避難所機能の充実 |

② 沿道建築物の耐震化や空き家・ブロック塀の撤去による道路閉塞対策の強化

- ・大規模災害発生時の道路の閉塞防止を図るため、既存木造住宅の耐震化の促進とともに、危険を及ぼすブロック塀及び危険老朽空き家の撤去費用補助を実施し、避難路となる道路を確保する。
- ・埼玉県北部地域空き家バンク制度を活用し、活用可能な空き家を有効活用することで、移住及び定住促進による地域の活性化を図り、空き家の解消に努める。

【主な取組】

- | | |
|------------------------|--|
| ○耐震改修の促進 | |
| ○危険老朽空き家や危険ブロック塀の撤去の促進 | |
| ○空き家活用プロジェクトの実施 | |
| ○埼玉県北部地域空き家バンク制度の活用推進 | |

③ 再建にあたっての宅地・住宅の供給支援

- ・都市計画マスターplan等を推進し、計画的な土地利用の規制・誘導を検討する。
- ・住宅地の整備・開発にあたっては、開発行為等における雨水貯留施設等の設置を指導し、災害に強い宅地造成を行う。
- ・平時から、宅地及び住宅の供給の仕組みを確立するため、埼玉県北部地域空き家バンク制度及び美里町空き地バンク制度の利用を促進し、活用可能な空き家及び空き地の解消及び有効活用を図り、移住・定住促進による地域の活性化を推進する。

【主な取組】

- | | |
|-----------------------|-------------------|
| ○都市計画マスターplan等の推進 | ○宅地の計画的な整備・供給 |
| ○雨水流出抑制対策の推進 | ○空き家・空き地対策の推進 |
| ○埼玉県北部地域空き家バンク制度の利用促進 | ○美里町空き地バンク制度の利用促進 |

(3)保健医療・福祉

① 救急医療体制の充実と支援体制の確保

- ・本庄市児玉郡医師会や周辺市町、児玉郡市広域消防本部との連携を図りながら、救急体制の充実を図る。
- ・医師会等医療関係機関と緊密に連携し、災害時における初期医療体制及び後方医療体制の受け入れ体制の整備を図る。
- ・医療機関等が被災し医療機能が低下した場合、多数の負傷者が生じた場合、被災地と医療機関が離れている場合等で医療機関のみでは対応できないときに備え、救護所を設置可能な体制を整備する。
- ・県や医療機関と連携した各種訓練の実施により、災害発生時における医療救護活動の実施体制の強化を図る。

【主な取組】

- 救急医療体制の充実
- 地域医療体制の充実

② 救助用資機材の整備

- ・大規模自然災害時において、要救助者や負傷者が多数いる場合を想定し、応急救護用医薬品及び医療資機材の備蓄を行う。しかし、町での医薬品の備蓄には限界があるため、町内の医薬品販売店との協定締結を進めることにより、医薬品の調達を図る。

【主な取組】

- 救助用資機材備蓄の整備

③ 災害時の感染症拡大の防止対策の強化

- ・災害時には、設備の不十分な状態での食事の調理・提供、停電や断水等による冷蔵・冷凍機器の機能低下等により食品の腐敗、汚染等の発生が予想されるため、定期的に避難所や炊き出し現場等を巡回し、被災者の栄養状態及び食品の管理状態等を調査する。さらに、必要に応じ、栄養相談及び栄養指導を実施できる体制の整備を図る。
- ・大規模自然災害時、新型コロナウイルス等による感染症が発生した場合に備え、平時から被害を最小限に抑えるため、「新しい生活様式」の普及啓発とワクチン接種の推進に取り組む。
- ・避難所における感染症拡大を防止するため、避難所の開設にあたって、ソーシャルディスタンスが図られるような資機材を確保するとともに、施設ごとの受入れ人数の見直しなど避難所運営を再検討する。

【主な取組】

- 感染症対策の強化
- 栄養指導の実施
- 避難所運営の見直し
- 避難所における公衆衛生及び医療体制の強化

④ 平時からの町民の健幸づくりの推進

- ・民間企業や他自治体との共同によるICT及びSIBを活用したヘルスケア事業やT-well 運動プログラムを導入した運動教室等、町民が主体的に健幸づくりに取り組める環境を整備し、健康寿命の延伸及

びコミュニティの輪を広げ地域活力の向上を図る。避難所生活においても、同様の取り組みが継続で
きるよう事業の定着を図る。

- ・自然災害発生後、町民が健康かつ生きがいを持ち、心身ともに健幸で豊かな生活を営むことができる
よう、心身の健康サポート体制を整備する。

【主な取組】

- 健幸ポイント事業を主軸としたヘルスケア事業の推進

⑤ 要配慮者や高齢者への支援体制の充実

- ・災害発生時における高齢者や障害者等の要配慮者の状況把握、安否確認や救助活動等に資するため、
避難行動要支援者名簿の作成と定期的な更新を実施する。なお、名簿については、今後システム化を
検討する。
- ・要配慮者等に対し、災害発生時の情報伝達や避難行動について周知を図る。
- ・自主防災組織と連携し、要配慮者等の情報を共有し、地域の支援体制の強化を図る。
- ・社会福祉協議会や町内の福祉施設との連携を強化し、在宅で暮らす高齢者や障害者への支援体制の充
実を図る。
- ・民生委員・児童委員との連携により、地域情報を共有し、地域の支援体制の強化を図る。

【主な取組】

- | | |
|-------------------|------------------|
| ○福祉施設等避難確保計画策定の支援 | ○避難行動要支援者への対策の強化 |
| ○避難行動要支援者システムの導入 | ○自主防災組織との連携強化 |
| ○社会福祉協議会との連携強化 | ○福祉施設との連携強化 |
| ○民生委員・児童委員との連携強化 | ○地域福祉の充実 |

(4)環境・エネルギー

① 森林や里山などの自然環境の適正な保全・管理

- ・荒廃した里山を再生し、農村の自然環境の改善を進める。
- ・森林環境譲与税を活用し、荒廃した山林の竹の伐採や笹の刈払い等を行い、自然環境や景観の保全を
進める。
- ・荒廃山林の解消や豊かな自然環境の保全、大規模山林火災を防止するため、定期的に地域住民等によ
る下刈りを実施し、里山の維持・保全を進める。
- ・里山を再生し、有効に活用できる人材を育成するため、「みさと里山再生教室」を開催する。

【主な取組】

- | | | |
|----------|---------------|----------|
| ○農村環境の保全 | ○里山の保全 | ○森林機能の保全 |
| ○森林の有効活用 | ○みさと里山再生教室の実施 | |

② 災害廃棄物等の処理体制の構築

- ・大規模自然災害時において、円滑な災害廃棄物等の処理を行うため、災害廃棄物処理に係る具体的な業務内容や実施体制等を整理した、災害廃棄物処理計画を策定する。
- ・災害時に大量に発生する災害廃棄物等を円滑に処理できるように、県や児玉都市広域市町村圏組合と連携し、迅速かつ適切な処理体制の構築を図る。また、環境保全に支障のない一次仮置き場を確保する。
- ・安定的なごみ処理を実施するため、児玉都市広域市町村圏組合が所有する処理施設や最終処分場の適正な維持管理を進める。また、産業廃棄物等を焼却できる残余能力を確保するため、平時からごみの減量化やリサイクルの向上を図る。

【主な取組】

- | | |
|--------------------|------------------|
| ○災害廃棄物処理計画の策定 | ○連携体制の構築 |
| ○ごみ処理施設の適正な維持管理の推進 | ○ごみの減量化とリサイクルの推進 |

(5)情報通信

① 災害情報や避難情報などの情報収集の強化

- ・関係機関からの災害情報及び組織内の連絡を確実に行うことができる体制を整備する。
- ・熊谷地方気象台から気象観測の各種観測値、本庄県土整備事務所管内から水位計のデータを収集し、災害の未然防止と効果的な避難誘導に活用する。
- ・児玉都市広域消防本部や消防団等の関係機関と連携して、災害発生直後において、負傷者の救出救助や消火活動、人命救助に必要な情報が迅速かつ正確に収集できるよう体制を進める。
- ・災害時における児玉都市広域消防本部、消防団、児玉警察署との連絡手段として、電話連絡、FAX、消防用無線等を用い、また、通信の途絶等が起こっている場合において緊急の連絡が必要な場合は、使者を派遣できる体制を整備する。

【主な取組】

- | | | |
|------------|---------------|-------------|
| ○情報収集体制の強化 | ○緊急連絡システム等の構築 | ○関係機関との連携強化 |
|------------|---------------|-------------|

② 町民への正確で迅速な情報発信の強化

- ・緊急情報連絡を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を進める。
- ・町民への情報伝達手段として、ホームページのほか、防災行政無線、広報車、電話、FAX、テレビ、ラジオ、防災メールなどにより、被害想定区域内の町民に対し確実に伝達する。
- ・災害後、町民の生活や経済活動の迅速な再建・回復が図られるよう、各種支援策に関し、様々な媒体を活用し、情報発信を行う。
- ・小中学校、幼稚園及び保育園においては、各校・園のホームページやメールを活用した情報発信・提供を強化し、保護者に確実に情報が届く体制を構築し、生徒児童の安全を確保する。

【主な取組】

- 正確で迅速な災害・避難情報手段の確保及びその活用の推進
- 情報発信の強化 ○情報発信媒体の多重化の推進

③ 情報通信機能の強化

- ・被害情報等に係る情報の収集及び伝達を行うためには、災害に強いネットワークが必要である。情報通信機器の整備及び保守管理については、災害時においても通信が確実に確保するよう、大規模災害を考慮した対策を進める。
- ・電力事業者や通信事業者に、通信設備の停電対策(携帯電話基地局の増設と耐震化、非常用電源の強化等)を進めるよう働きかける。

【主な取組】

- 通信設備への災害対策の実施 ○関係機関との連絡体制の構築

(6)産業構造

① 地元商店の活性化の推進

- ・災害時において経済機能を維持するため、平時においても既存店舗の事業継続と新規起業者に対する支援を行い、地域に密着した住民が気軽に買い物ができる店舗や食事ができる場所を作る。
- ・商工業発展の中心的役割を担っている商工会と連携し、生活利便性の向上と地域経済の活性化を図る。また、商工会の経営相談などにより、町内の中小企業の経営安定に努める。

【主な取組】

- 地元商店の振興 ○美里町商工会と連携した創業支援

② 地域特性を活かした拠点整備と観光振興の推進

- ・町民の生活利便性の向上と町内の産業の生産力向上を図るため、中心拠点地区の整備及び生活利便施設の誘致を図る。
- ・拠点整備にあたって、民間事業者と連携し、時代の潮流に対応した施設整備・運営手法を実施し、災害後も持続可能な施設づくりを進める。
- ・町内農産物の栽培・収穫を体験するプログラムのPRを行い、交流人口の増加を進める。また、農産加工品や飲食店など「食」と連動した観光戦略を検討する。

【主な取組】

- 中心拠点地区の整備 ○生活利便施設の誘致
- 民間事業者との連携強化 ○体験型観光プログラムの充実

③ 企業誘致の推進

- ・雇用の促進と町内産業の生産力の向上に繋げるため、優良企業の誘致を積極的に推進する。

- ・役場と駅、寄居スマートインターチェンジ周辺の地域においては、商業施設や沿道サービスの誘致を図るため、都市計画法や農業振興地域の整備に関する法律等を踏まえた適切な土地利用を進め、新たな企業誘致を推進する。
- ・ハローワークなど関係機関と協力しながら、町内の企業に若年層の雇用の働きかけを進める。また、近隣市町と連携し、就職相談会を実施し、長期にわたり町内に住み続けられるよう雇用先を確保する。

【主な取組】

企業誘致及び操業への支援 安定した雇用の創出

④ 企業、個人事業者、農業者等への事業継続の支援

- ・災害発生時における企業、個人事業者、農業者等の被害軽減と早期の事業再開が図れるよう支援の充実を図る。
- ・創業スクールの開催、経営支援など起業者への積極的な支援を行うとともに、安心して事業継続でできる支援を行う。

【主な取組】

被災事業者への支援強化 起業・事業継続の支援

(7)交通・物流・金融

① 道路ネットワークの整備と避難経路の確保

- ・大規模災害時の迅速かつ円滑な救急搬送、消火活動、救援物資輸送等を実施するため、緊急輸送体制の整備を図る。
- ・救助、避難、物資輸送を閉塞させないために、平時から計画的な長寿命化・耐震化、浸水対策等を講じ、幹線道路の交通網の確保対策を図る。
- ・道路の通行を確保するため、災害時における道路啓開体制の強化を進める。
- ・狭い道路の拡幅に関する普及啓発に努め、道路閉塞を防ぐ対策の強化を図る。

【主な取組】

緊急輸送体制の整備 道路の啓開の強化
交通安全施設の整備

② 道路及び橋梁の安全対策の推進

- ・道路の浸水や崩落、交通渋滞等による逃げ遅れを防止するため、道路の適正な維持管理と計画的な整備に取り組むとともに、浸水が想定される箇所における道路の冠水対策を進める。また、道路の冠水対策として、平時から各行政区と協力し、定期的な道路側溝の清掃等を実施する。
- ・避難路に指定した道路は、災害時の避難行動を支援するため、道路照明や夜間でも見やすい道路標識の導入等の検討を行う。また、平時からカーブミラー、区画線、街路照明灯などの交通安全施設の設置を進め、安全性の向上を図る。

- ・橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁の適正な維持管理と耐震化対策を着実に進め、橋の安全を確保する。なお、老朽化した橋梁は速やかに撤去する。

【主な取組】

- | | |
|-----------------------|------------------|
| ○幹線道路の拡幅、歩道整備の促進 | ○生活道路の拡幅、側溝整備の促進 |
| ○交通安全施設の整備 | ○橋梁長寿命化修繕計画の推進 |
| ○道路・橋梁の計画的な点検、修繕工事の実施 | |

③ 公共交通機関の機能維持・向上

- ・鉄道事業者と列車の衝突、脱線、転覆その他の事故による多数の死傷を伴う災害の発生を予防するとともに、事故発生時における応急救助対策及び復旧に関する対策を進める。
- ・災害発生時や、発生後の復旧・復興作業に大幅な遅れが生じないようにするために、平時から沿線市町や鉄道事業者、バス事業者等の交通関係機関との連携をとり、公共交通機能の維持を図る。また、町外の方が町内を快適に移動できる公共交通網形成の検討を進める。

【主な取組】

- | | |
|-----------------|---------------|
| ○公共交通機関の事故対応の強化 | ○鉄道機能の向上 |
| ○路線バスの維持 | ○町内の交通サービスの充実 |

④ 円滑な救助・捜索・搬送手段の確保

【総合政策課、総務税務課、福祉課、保健センター、建設環境課、教育委員会事務局】

- ・災害発生後の応急対策において、人員及び物資等の輸送を迅速かつ円滑に行うため、緊急通行車両等の確認手続等を速やかに行い、効果的な緊急輸送を進める。
- ・災害時の救助、救護活動、緊急物資等の輸送にヘリコプターの機動性を生かし、応急活動を円滑に実施するため、ヘリコプターが離発着できるヘリポートを確保する。

【主な取組】

- | | |
|-------------|-------------|
| ○救助・捜索手段の確保 | ○救援活動の経路の確保 |
|-------------|-------------|

⑤ 燃料等供給体制の構築

- ・電力や情報通信、ガス等の長期供給停止を回避するため、平時から電力事業者や通信事業者、ガス事業等と災害協定を締結するなど、連携を図り、防災・減災対策や災害発生時の早期復旧に向けた体制を構築する。また、燃料等の供給体制を強化するため、協定先の多重化を図る。
- ・電力供給が途絶した場合に備えて、災害対策本部が設置される役場庁舎及び防災倉庫には、備蓄が可能なLPガスを使用する発電設備の導入など代替燃料又は電源の確保を図る。また、電力供給が途絶えた場合は、太陽光発電事業者からの供給を検討する。

【主な取組】

- | | |
|----------------------|----------|
| ○電力、情報通信、ガス等の供給体制の構築 | ○代替燃料の確保 |
|----------------------|----------|

⑥ 上下水道施設の計画的な整備

- ・災害時に安全な水が早期に供給できるよう、水道ビジョンに基づく水道施設の適正な維持管理と老朽化した施設の計画的な更新を実施し、水道施設の耐震化を図る。
- ・将来にわたり安定的に水量を確保できるよう、洪水浸水想定区域に含まれる第2浄水場及び第1水源の移転を含めた浸水対策を実施する。
- ・生活排水処理基本計画に基づき、農業集落排水事業及び公共下水道事業の施設の適正な維持管理と計画的な施設の修繕・更新を図り、施設の耐震化を進める。また、農業集落排水事業については、処理区の統合や公共下水道との統合等を行い、安定した下水処理体制を構築する。
- ・大規模災害時の汚水処理機能の長期停止を防止するため、単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進するとともに、災害時の浄化槽の破損状況、使用状況等の把握を行い、その結果を基に浄化槽の早期復旧へ向けた体制を構築する。

【主な取組】

- 上下水道施設の適正な維持管理と耐震化の推進
- 水道ビジョンに基づいた洪水浸水対策の強化
- 重要給水施設管路の設定及び耐震化の推進
- 農業集落排水処理施設の維持管理
- 公共下水道の維持管理
- 合併浄化槽の普及推進

⑦ 生活用水の確保

- ・学校施設管理者とあらかじめ協議を行い、災害時において、河川、学校プール水の利用を図り、また周辺の家庭や事業所 等が保有する井戸、タンク等の利用を図る。
- ・各家庭において普段から風呂に水を貯めるなど、生活用水の確保に関する普及啓発を行う。

【主な取組】

- 河川、学校プール水の利用促進
- 生活用水の確保に関する普及啓発

⑧ 消防力の強化

- ・地震により上水道管の損傷があった場合、生活用水及び初期消火用の代替施設がなく、消火活動の遅れが生じないよう、耐震性貯水槽の計画的な整備を進める。

【主な取組】

- 耐震性貯水槽の整備

⑨ 避難所の環境改善対策の推進

- ・災害用トイレ等の備蓄をあらかじめ町民に周知するなど、災害用トイレに関する知識の普及啓発に努める。

【主な取組】

- 災害用トイレの備蓄・活用

(8) 農業・林業

① 農業生産の確保

- ・農地は、農業生産にとって最も基礎的な資源であり、食料を安定供給するための基盤である。このことから、平時から優良農地の保全に取り組み、町の基幹産業である農業生産の維持を図る。
- ・農業経営の拡大や効率的な農業経営、遊休農地の活用及び荒廃農地の解消のため、農地中間管理事業や美里町農地バンク事業を活用した農地の利用集積を推進する。
- ・町南部の山間地域においては、中山間地域等直接支払制度を活用し、耕作条件不利地においても継続的な農業生産活動が行えるよう支援する。
- ・集落において共同で農業に取り組む集落営農の組織化へ向けて支援を行う。
- ・農産物・特産品の高付加価値化を推進し、知名度アップと販路拡大を図る。

【主な取組】

- 荒廃農地の解消と農地の利用集積の推進
- 農産環境の保全
- 農産物の振興
- 集団的農地の保全
- 農産物の高付加価値化の推進

② 農林業被害の軽減

- ・農地、山林の持つ保水力や土砂流出の防止効果など多様な機能が発揮できるよう平時から適切な維持管理に努め、災害時の農林業被害の軽減を図る。
- ・多面的機能支払制度の活用など、地域で共同して農地や水路、農道を保全する活動を支援する。
- ・老朽化が進んでいる用水路や排水路、パイプライン等の農業用かんがい施設の適正な維持管理と計画的な施設の修繕・更新を図る。
- ・老朽化した農業用施設の更新を進めるとともに、施設の維持管理を適切に実施し、災害時の農業被害の軽減を図る。なお、施設の更新にあたっては、低コスト耐気候性ハウスなど、耐久性のある災害に強い施設の導入を図る。
- ・鳥獣害による被害の防止を図るため美里町猟友会による有害鳥獣駆除活動への支援を実施する。

【主な取組】

- 荒廃農地の解消と農地の利用集積の推進
- 農業用施設の適正な維持管理と計画的な整備の推進
- 農業用かんがい施設の適正な維持管理と計画的な修繕・更新の推進
- 美里町猟友会との連携強化

③ 農業用ため池の防災対策の推進

- ・町の13か所の農業用ため池はすべて防災重点ため池に選定されている。農業用ため池の一斉点検の結果を踏まえ、大きな被害が生じる可能性のある農業用ため池については、耐震調査や設計、改修工事を実施する。また、県の支援を受けて、緊急連絡体制の整備、ため池データベースの充実、ため池防災支援システムの活用等の検討を進める。

【主な取組】

- 農業用施設の適正な維持管理と計画的な整備の推進

④ 農林業人材の育成・確保

- ・町の基幹産業である農業従事者の確保に向け、農業後継者や地域農業の中心的な担い手となる認定農業者の育成とともに、新規就農者の発掘・育成を図る。
- ・新規就農者の確保に向け、就農後の安定した経営を確立するため支援を図る。
- ・災害発生後、農業活動の継続と早期復旧が図られるよう支援の充実を図る。

【主な取組】

- 既存農林業者への支援
- 農業の担い手育成・確保
- 新規就農者の支援

(9) 国土保全

① 森林や里山などの自然環境の適正な保全・管理

- ・美しい景観の保全と山林、農地の持つ保水力や土砂流出の防止効果など国土が持つ多様な機能が發揮できるよう、平時から国土の適切な維持管理を推進する。
- ・多面的機能支払制度等を活用し、農地や森林、里山等を地域で共同して保全する活動を支援する。

【主な取組】

- 里山の保全
- 集団的農地の保全
- 多面的機能支払制度等の活用による共同活動の支援

② 治山・治水対策の強化

- ・大規模自然災害発生時の被害を小さくし、迅速な再建・回復ができるよう、河川・水路の整備や浚せつ、樹木の伐採等を実施し、治山・治水安全度の向上を図り、被害の広域化、長期化を防ぐ。
- ・林地の崩壊など山地災害の被害を抑えるため、山地災害のおそれのある場所について治山施設や森林の整備を推進する。
- ・町の13か所の農業用ため池はすべて防災重点ため池に選定されている。農業用ため池の一斉点検の結果を踏まえ、大きな被害が生じる可能性のある農業用ため池については、耐震調査や設計、改修工事を実施する。また、県の支援を受けて、緊急連絡体制の整備、ため池データベースの充実、ため池防災支援システムの活用等の検討を進める。

- ・県が発表した想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域には、県が管理する小山川、天神川流域を中心に町内各所が広く含まれ、河川氾濫に備えた整備が必要である。町が管理する河川・水路については、適切な維持管理と計画的な整備、改修を実施し、浸水被害の軽減を図る。また、農地の持つ貯留機能を十分に發揮するため、平時から適正な農地管理を図り、調整池としての活用を検討する。
- ・県が管理する河川流域の洪水浸水想定区域図・水害リスク情報図、ため池マップ及びため池周辺の浸水想定区域図等、防災に係るハザードマップの適宜更新と町民への周知・普及啓発を図り、防災・減災に努める。

【主な取組】

- 治山施設の計画的な整備の推進
- 農業用ため池の耐震化の推進
- 河川及び水路の計画的な整備と適切な維持管理の推進
- 洪水浸水想定区域図やハザードマップ等を活用した啓発活動の推進

③ 土砂災害対策の強化

- ・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は、町南部の山間地帯を中心に指定されている。指定された地域では、大雨による地盤の緩みから大規模な土砂災害を起こす可能性があり警戒が必要であることから、警戒避難体制の整備を進める。また、優先的な整備が必要な箇所から土砂災害防止施設の整備を進める。
- ・地震・土砂災害の危険性を示す土砂災害ハザードマップの適宜更新と町民への周知・普及啓発を図り、防災・減災に努める。
- ・地震等による大規模盛土造成地の滑動崩落を防止するため、大規模盛土造成地の安全性の確認を行う。また、危険性が高いと判断された箇所については、住民の理解を深め、合意形成を基に対策工事を実施し、耐震化を進める。

【主な取組】

- 土砂災害対策の推進
- 土砂災害への警戒体制の強化
- 洪水浸水想定区域図やハザードマップ等を活用した啓発活動の推進
- 大規模盛土造成地の滑動崩落の防止対策の推進

(10)土地利用

① 計画的な土地利用による災害の抑制

- ・それぞれの地域の特性を活かした秩序ある良好な土地利用とコンパクト・プラス・ネットワークによる持続可能なまちづくりを推進する。
- ・地域資源を活用し、快適で暮らしやすく、自然と調和した土地利用を図るために、都市計画マスターplan等を推進し、計画的な土地利用の規制・誘導を検討する。

【主な取組】

- 都市計画マスターplan等の推進
- 農業と調和した土地利用の推進

② 地籍、権利関係調査による迅速な復興対策

- ・大規模自然災害時の住宅や道路などの基幹インフラの迅速かつ円滑な復旧・復興を図るため、平時から地籍図、権利関係書類並びに測量図、構造図等の各種データの適正な管理を行い、地籍調査の着実な進捗を図る。

【主な取組】
○地籍、権利関係の各種データの適正な管理の実施

(11)リスクコミュニケーション

① 防災意識の普及啓発【総務税務課】

- ・防災ガイドマップや洪水浸水想定区域図・水害リスク情報図、土砂災害マップ等、防災に係る資料を活用し、災害時の避難行動や避難場所の周知と町民の自然災害に対する理解、普及啓発を図る。
- ・自主防災組織や町内事業所等における定期的な災害対策講習会や避難訓練等を開催し、防災意識の向上を図る。

【主な取組】
○防災意識の普及啓発活動の推進

○防災マップ等の作成と適宜見直しの実施

② 平時からの地域コミュニティの強化

- ・地域の防災力を高めるため、町民自らが防災意識を高め、お互いに協力し合うことが重要である。そこで、各行政区にある自主防災組織が実施する避難訓練や救助方法及び応急手当の指導、避難行動要支援者への対応等の活動を支援し、地域の防災力の向上を図る。
- ・平時から社会福祉協議会や民生委員・児童委員と連携を図り、要配慮者の見守り体制の強化を図る。
- ・災害発生時において孤立集落となる可能性のある集落と連絡をとり、孤立発生の有無及び被害状況の把握を行い、行政区長及び自主防災組織に協力を要請し、集落内の状況を把握できる体制の構築を進める。

【主な取組】
○要配慮者の見守り体制の強化

○孤立が想定される集落のコミュニティの強化

③ 平時からの連携関係の確立

- ・幅広い業種の企業等と災害協定を締結し、災害時の協力体制の充実を図る。

【主な取組】
○災害協力協定の締結推進

(12)人材育成・官民連携

① 関係人口やボランティアとの連携強化

- ・社会福祉協議会と連携して災害時に備えたボランティアネットワークの形成等に努め、災害時に対応できる体制の整備を促進するとともに、専門分野における行政とボランティアの連携体制の確立を進める。
- ・ホームページやSNS等を活用し、災害時における救援ボランティア活動の啓発を進める。
- ・平時からボランティア団体やNPO法人など地域づくりを担う組織の設立や活動を支援し、多様な主体との「協働によるまちづくり」を進める。
- ・平時から地域の課題解決に向け、様々な形で地域と関わる「観光以上、定住未満」の関係人口の創出に向けた取組みを進める。

【主な取組】

- ボランティア受け入れ態勢の構築
- 町民参画のまちづくりの推進
- 民間事業者、ボランティア団体・NPO法人等との協働
- 関係人口創出事業の推進

(13)老朽化対策

① 公共施設の計画的な老朽化対策の推進

- ・公共施設の多くが高度経済成長期以降に整備され、老朽化が進行している。今後の公共施設の維持管理・再編については、総合管理計画及び公共施設個別施設計画に沿った総合的かつ計画的なマネジメントを実施する。
- ・公共施設の整備にあたっては、施設整備費の縮減や公共サービスの向上、施設の有効活用、業務の効率化を図るため、民間のノウハウや資金等を最大限に活用したPPP／PFI等の行政と民間が連携して施設整備を行う手法を取り入れる。
- ・役場庁舎は耐震改修が済んでいるが、建築後約40年が経つ旧耐震基準の建物である。老朽化が進行していることから、定期的な点検・診断を含めた適正な維持管理を行いながら、建替えの検討を進める。
- ・小中学校の学校教育系施設は、建築後40年以上を経過した建物もあるが、耐震改修は概ね実施されている。今後も引き続き定期点検や法定点検を実施し、老朽度合いにより、修繕を行うなど老朽化対策を講じる。また、将来の児童生徒数の推移を見定めながら、小学校の統廃合を含めた学校規模の適正化の検討を進める。

【主な取組】

- 総合管理計画及び公共施設個別施設計画に沿った総合的かつ計画的な公共施設マネジメントの実施
- 官民連携事業の推進
- 役場庁舎の適正な維持管理と建替えの検討
- 学校規模適正化の検討

② インフラ施設(道路、橋梁、上水道、下水道、農業集落排水施設及び農業用施設等)の計画的な老朽化対策の推進

- ・インフラの機能維持のための老朽化対策には、維持管理費や更新費等に莫大な費用が必要となることから、総合管理計画、公共施設個別施設計画及び各インフラ長寿命化計画に基づき、計画的な整備を進める。インフラ施設の日常点検のほか、定期的な施設診断を実施し、施設の長寿命化を図る。
- ・道路の浸水や崩落、交通渋滞等による逃げ遅れや救助、救援物資の遅れを防止するため、道路及び側溝の適正な維持管理と計画的な整備に取り組むとともに、浸水が想定される箇所における道路の冠水対策を進める。
- ・橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁の適正な維持管理と耐震化対策を着実に進め、橋の安全を確保する。また、代替可能な老朽橋梁は速やかな撤去を実施する。
- ・災害時に安全な水が早期に供給できるよう、水道ビジョンに基づく水道施設の適正な維持管理と老朽化した施設の計画的な更新を実施し、水道施設の耐震化を図る。
- ・生活排水処理基本計画に基づき、公共下水道及び農業集落排水処理施設の適正な維持管理と計画的な施設の修繕・更新を図り、施設の耐震化を図る。また、通信回線の規格更新に備え、老朽化した通報装置等について次世代通信規格機器への更新を図る。
- ・農業用ため池の耐震化対策や老朽化が進んでいる用水路や排水路、パイプライン等の農業用かんがい施設の適正な維持管理と計画的な施設の修繕・更新を図る。

【主な取組】

- | | |
|----------------------------|----------------|
| ○各種インフラ施設の適正な維持管理と耐震化対策の推進 | ○道路側溝の適正な管理の推進 |
|----------------------------|----------------|

(14)デジタル活用

① DX化の推進

- ・災害発生後の迅速な被災者支援と復旧・復興業務に役立てるため、被災者台帳や被災証明書の発行、避難所の管理、仮説住宅等を管理する被災者システムを導入する。
- ・災害時、災害後において、行政機能の継続、早期復旧を可能とする強靭なICT基盤の構築が必要である。Society5.0に関する情報基盤を活用した行政サービスの拡充に向けた環境整備を進める。
- ・今後、更なるデジタル化の進展に乗り遅れることのないよう、平時と有事の両用に活用できるサービス・システムの活用を検討する。新たなサービス・システムの導入にあたっては、民間事業者と連携して、より良いサービスの提供を図る。
- ・マイナンバーを活用した事務処理環境を整備し、行政サービスの拡充と事務処理の効率化を図る。

【主な取組】

- | | |
|-----------------------|--------------|
| ○DX化による行政サービスの充実と普及促進 | ○情報セキュリティの強化 |
| ○被災者支援システムの導入 | ○地域のICT化の推進 |
| ○マイナンバーの活用 | ○民間事業者との連携強化 |

第6章 地域強靭化の推進に向けて

6-1. 総合振興計画との連動

本計画は、「美里町総合振興計画」と並列となる本町の最上位計画の一つとして位置付けられます。そのため、施策・事業の進捗や目標指標の検証にあたっては、総合振興計画と連動して行うこととします。

6-2. 進捗状況の把握と計画の見直し

本計画の各種施策については、総合計画における施策・事業の進行管理と併せて、以下の通りPDCAサイクルを実行することで、進捗管理を行います。

施策・事業の評価(Check)と施策・事業の見直し(Action)については、施策・事業実施後の事後評価を行い、これに基づいて各施策・事業について見直しの方向性の立案を行うとともに、実施前の事前評価をフィードバックすることで、より効果の高い施策・事業の展開を図ります。

これらすべての取組を通して、「強さ」と「しなやか」を兼ね備えた強靭化の理念に基づく地域づくりを推進します。

■ PDCAサイクルと評価・見直しの方法

<PDCAサイクル>

